

身体障害者旅客運賃割引規程

(平成2年1月27日) (平成7年9月26日 甲7-3) (電車部報甲3-5・9-6・10-1)

身体障害者旅客運賃割引規程を次のように定めて昭和27年5月20日より実施する。

身体障害者旅客運賃割引規程

(適用範囲)

第1条 この規程は、身体障害者が、単独で又は介護者とともに、社線を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第2条 この規程において「身体障害者」とは身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規程する身体障害者手帳の交付を受けているもので次の各号の1に該当するものをいう。

- (1) 視覚に障害がある者
- (2) 聴覚又は平衡機能に障害がある者
- (3) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能に障害がある者
- (4) 肢体不自由者
- (5) 心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能

2. 前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者とに分ける。

(1) 「第1種身体障害者」とは、次に掲げるもの及び障害度がこれより重いものをいう。

- イ 両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者
- ロ 両眼の視野がそれぞれ10度以内で且つ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上のもの
- ハ 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ないもの
- ニ 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上で失った者
- ホ 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者
- ヘ 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者
- ト 心臓、腎臓、呼吸器、小腸又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者

チ ぼうこう又は直腸の障害により、家庭内での日常生活活動が著しく制限される者

リ 前各目の障害の種類を2つ以上有し、その障害の総合の程度が前各目に準ずる者

(2) 「第2種身体障害者」とは、前号以外の者をいう。

(介護者)

第3条 身体障害者が、第1種身体障害者及び定期券を使用する12歳未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。

2. 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められるものであって、その所持する乗車券の乗車区間が身体障害者と同一のものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

第4条 身体障害者に対して割引の取扱をする乗車券の種類は、次のとおりとする。

(1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合で、身体障害者手帳を呈示したときに発売する。

(2) 定期乗車券 第1種身体障害者及び12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車する場合、身体障害者手帳を呈示したときに発売する。この場合身体障害者と介護者双方に対して同時に発売するのを原則とするが、第1種身体障害者には希望により身体障害者のみに発売することもできる。

(3) 回数乗車券 第1種身体障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種身体障害者が単独で乗車する場合、身体障害者手帳を呈示したときに発売する。

2. 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。

但し既に乗車券を所持する身体障害者が、介護用の乗車券を購入しようとする場合は、身体障害者手帳の呈示により、その介護者に対して普通乗車券を発売することができる。

3. 身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が、通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては通学定期乗車券を発売しない。

4. 前各項のほか身体障害者が乳児又は幼児であるときは、身体障害者が割引乗車券を購入しなくても、その介護者に対しては旅客運賃割引の取扱いをする。

(介護者用定期乗車券の特例)

第4条の2 第4条第1項第2号により定期乗車券を発売する場合、介護者の定期乗車券の名義を「〇〇様(身体障害者名)の介護者殿」とすることができる。但し、この場合の介護者の定期乗車券は大人通勤定期乗車券に限るものとする。

(取扱区間)

第5条 取扱区間は、社線の各駅相互間とする。

(割引率)

第6条 身体障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。但し、小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしない。

(旅客運賃割引証)

第7条 削除

(介護者の同行)

第8条 身体障害者手帳の呈示によって購入した乗車券は、身体障害者と、その介護者とが、同行して乗車する場合に限って有効とする。

(身体障害者手帳の呈示で購求した乗車券の旅客運賃払い戻し及び乗車の変更)

第9条 身体障害者手帳の呈示によって購入した乗車券の旅客運賃の払い戻し並びに乗り越し・方向変更及び経路変更は、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行なう場合でなければ取扱をしない。

(身体障害者手帳の携行)

第10条 身体障害者は、乗車券購入の際及び乗車中は、身体障害者手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(その他の取扱い方)

第11条 前各条の規程以外の取扱い方は、旅客運送に関する一般の規定による。

附 則

身体障害者に対する旅客運賃の割引方（昭和 25 年 9 月 1 日社長達第 33 号）は、この規程実施に伴い廃止する。

2. 平成 7 年以降の一部改正期日

平成 7 年 10 月 1 日（視能率による損失率を基準とした規程の追加）

平成 9 年 9 月 8 日（割引乗車券発行報告書の廃止）

平成 10 年 4 月 25 日（ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害者、適用対象者の追加）

平成 22 年 4 月 1 日（肝臓の機能障害）